

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2018年7月31日

【発行者名】 ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ  
(JAPAN FUND MANAGEMENT (LUXEMBOURG) S.A.)

【代表者の役職氏名】 コンダクティング・オフィサー兼取締役 井出 講仁  
コンダクティング・オフィサー シャビエル・モーリン  
(Xavier MORIN)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ムンスバッハ L - 5365、  
ガブリエル・リップマン通り 1 B  
(1B, Rue Gabriel Lippmann L-5365 Munsbach, Grand Duchy of  
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽  
弁護士 十枝 美紀子  
弁護士 橋本 雅行

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03 ( 6775 ) 1000

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 外貨建マネー・マーケット・ファンド（GAIKADATE MONEY MARKET FUND）

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】 米ドル・ポートフォリオ受益証券（U.S. DOLLAR PORTFOLIO）20億米ドル（約2,176億円）を上限とする。  
（注）米ドルの円貨換算は、2018年1月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝108.79円）による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2018年3月30日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により追加・訂正するため、また記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

## 2【訂正の内容】

### （１）半期報告書に係る訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、以下のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容\*と同一内容に更新または追加されます。

| 原届出書           |                  | 半期報告書        |                  | 訂正の方法   |
|----------------|------------------|--------------|------------------|---------|
| 第二部 ファンド情報     | (3) ファンドの仕組み     |              |                  |         |
| 第 1 ファンドの状況    | 管理会社の概要          | 4 管理会社の概況    | (1) 資本金の額        | 更新      |
| 1 ファンドの性格      | (ハ) 資本金の額        |              |                  |         |
| 5 運用状況         | (1) 投資状況         | 1 ファンドの運用状況  | (1) 投資状況         | 更新      |
|                | (3) 運用実績         |              | (2) 運用実績         | 更新 / 追加 |
|                | (4) 販売及び買戻しの実績   | 2 販売及び買戻しの実績 |                  | 追加      |
| 第 3 ファンドの経理状況  |                  | 3 ファンドの経理状況  |                  | 追加      |
| 1 財務諸表         |                  |              |                  |         |
| 第三部 特別情報       |                  |              |                  |         |
| 第 1 管理会社の概況    | (1) 資本金の額        | 4 管理会社の概況    | (1) 資本金の額        | 更新      |
| 1 管理会社の概況      |                  |              | (2) 事業の内容及び営業の状況 | 更新      |
| 2 事業の内容及び営業の概況 |                  |              |                  |         |
| 3 管理会社の経理状況    |                  | 5 管理会社の経理の概況 |                  | 更新      |
| 5 その他          | (3) 訴訟事件その他の重要事項 | 4 管理会社の概況    | (3) その他          | 追加      |

\* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

## 1 ファンドの運用状況

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「管理会社」という。）が管理する外貨建マネー・マーケット・ファンド（Gaikadate Money Market Fund）（以下「トラスト」という。）の運用状況は、以下のとおりである。

トラストは、サブ・ファンドである米ドル・ポートフォリオのみから成る（以下、サブ・ファンドを「ファンド」といい、ファンド受益証券を「ファンド証券」という。）。

### （１）投資状況

#### 資産別および地域別の投資状況

（2018年5月末日現在）

| 資産の種類               | 国名      | 時価合計<br>(米ドル)                  | 投資比率<br>(%) |
|---------------------|---------|--------------------------------|-------------|
| ユーロ・コマーシャル・ペーパー     | フィンランド  | 50,440,003.53                  | 8.77        |
|                     | ドイツ     | 46,318,868.21                  | 8.05        |
|                     | 日本      | 44,986,124.39                  | 7.82        |
|                     | 米国      | 44,761,713.60                  | 7.78        |
|                     | フランス    | 44,759,180.77                  | 7.78        |
|                     | イギリス    | 39,773,289.20                  | 6.92        |
|                     | オランダ    | 36,905,172.16                  | 6.42        |
|                     | オーストラリア | 29,955,262.83                  | 5.21        |
| 譲渡可能定期預金証書          | ベルギー    | 44,964,258.64                  | 7.82        |
|                     | イギリス    | 44,836,799.71                  | 7.80        |
| 小計                  |         | 427,700,673.04                 | 74.37       |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） |         | 147,431,232.18                 | 25.63       |
| 合計                  |         | 575,131,905.22<br>(約62,517百万円) | 100.00      |

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（注２）米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2018年5月31日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝108.70円）による。以下同じ。

（注３）トラストは、ルクセンブルグ法に基づいて設定されているが、ファンド証券は米ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限りファンドの基準通貨をもって行う。

（注４）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

## （２）運用実績

## 純資産の推移

2018年５月末日までの１年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

|           | 純資産総額   |        | １口当たりの純資産価格 |   |
|-----------|---------|--------|-------------|---|
|           | 千米ドル    | 百万円    | 米ドル         | 円 |
| 2017年６月末日 | 576,986 | 62,718 | 0.01        | 1 |
| ７月末日      | 563,644 | 61,268 | 0.01        | 1 |
| ８月末日      | 576,227 | 62,636 | 0.01        | 1 |
| ９月末日      | 566,836 | 61,615 | 0.01        | 1 |
| 10月末日     | 540,310 | 58,732 | 0.01        | 1 |
| 11月末日     | 540,643 | 58,768 | 0.01        | 1 |
| 12月末日     | 530,040 | 57,615 | 0.01        | 1 |
| 2018年１月末日 | 565,143 | 61,431 | 0.01        | 1 |
| ２月末日      | 583,920 | 63,472 | 0.01        | 1 |
| ３月末日      | 586,357 | 63,737 | 0.01        | 1 |
| ４月末日      | 567,236 | 61,659 | 0.01        | 1 |
| ５月末日      | 575,132 | 62,517 | 0.01        | 1 |

## 分配の推移

ファンド証券の１口当たりの純資産価格を、ファンドについて0.01米ドルに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終取引日に、（当該最終取引日の直前の日（当日を含む。）までに）宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は、（ルクセンブルグおよび／または受益者の関係国において支払われる分配金についての源泉税およびその他の税金（もしあれば）を控除後）当該最終取引日の直前の取引日に決定されるファンドの１口当たりの純資産価格で自動的に再投資され、これにつきファンド証券が発行される。

以下は、2018年５月までの１年間における前月最終営業日から各月最終営業日前日まで保有した場合に再投資された月次分配金（源泉課税後）の額を表示した。

| 最終営業日      | 100口当たり分配金累計（源泉課税後） |
|------------|---------------------|
|            | 米ドル                 |
| 2017年６月29日 | 0.000354            |
| ７月28日      | 0.000426            |
| ８月30日      | 0.000454            |
| ９月28日      | 0.000447            |
| 10月30日     | 0.000496            |
| 11月29日     | 0.000508            |
| 12月28日     | 0.000538            |
| 2018年１月30日 | 0.000644            |
| ２月27日      | 0.000622            |
| ３月28日      | 0.000686            |
| ４月26日      | 0.000900            |
| ５月30日      | 0.001135            |

2018年５月末日までの１年間における前記月次分配金（源泉課税後）の単純合計は、以下のとおりである。

|                   | 100口当たり分配金累計（源泉課税後） |
|-------------------|---------------------|
|                   | 米ドル                 |
| 2017年６月 - 2018年５月 | 0.007210            |

## 収益率の推移

|                        | 収益率（注）  |
|------------------------|---------|
| 2017年6月1日 - 2018年5月31日 | 0.7210% |

（注）ファンドは、純資産価格について変動がないため、本書に開示の収益率は、2018年5月末日までの1年間における月次分配金の累計額を用いて、以下の計算式により算出された。なお、収益率の計算に際し用いた分配金は、源泉徴収税を控除したものである。

収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝2018年5月31日の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格（分配落の額）

## 2 販売及び買戻しの実績

2018年5月末日までの1年間における販売および買戻しの実績ならびに2018年5月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

| 販売口数                               | 買戻し口数                              | 発行済口数                              |
|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 68,596,397,911<br>(68,596,397,911) | 67,883,051,669<br>(67,883,051,669) | 58,939,883,006<br>(58,939,883,006) |

（注）（ ）の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

[次へ](#)

### 3 ファンドの経理状況

- a．ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）  
ファンドの日本語の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b．ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c．ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱UFJ銀行の2018年5月31日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝108.70円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

## （１）資産及び負債の状況

外貨建マネー・マーケット・ファンド  
 ルクセンブルグ籍契約型投資信託  
 純資産計算書  
 2018年４月30日現在  
 （単位：米ドル）

| 外貨建マネー・マーケット・ファンド -<br>米ドル・ポートフォリオ |     |                 |            |
|------------------------------------|-----|-----------------|------------|
|                                    | 注   | 米ドル             | 千円         |
| 資産                                 |     |                 |            |
| 投資有価証券時価評価額                        | 2.2 | 418,104,182     | 45,447,925 |
| 投資有価証券取得原価                         |     | 417,163,045     | 45,345,623 |
| 現金預金                               |     | 150,484,364     | 16,357,650 |
| 未収銀行利息                             |     | 85,961          | 9,344      |
| 前払費用                               |     | 6,767           | 736        |
| 資産合計                               |     | 568,681,274     | 61,815,654 |
| 負債                                 |     |                 |            |
| 未払管理報酬およびA I F M報酬                 | 4   | 81,257          | 8,833      |
| 未払投資運用報酬                           | 5   | 208,402         | 22,653     |
| 未払専門家報酬                            |     | 23,152          | 2,517      |
| 未払保管報酬                             | 6   | 55,688          | 6,053      |
| 未払販売会社報酬                           | 7   | 406,287         | 44,163     |
| 未払発行税                              | 8   | 3,988           | 433        |
| その他の未払金                            |     | 666,356         | 72,433     |
| 負債合計                               |     | 1,445,130       | 157,086    |
| 期末現在純資産総額                          |     | 567,236,144     | 61,658,569 |
| 発行済受益証券                            |     | 56,723,614,444口 |            |
| 1口当たり純資産価格                         |     | 0.01米ドル         | 1円         |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

## 外貨建マネー・マーケット・ファンド

## ルクセンブルグ籍契約型投資信託

## 統計情報

|                                        | 2018年4月30日終了期間 |            | 2017年10月31日終了期間 |            | 2016年10月31日終了年度 |            |
|----------------------------------------|----------------|------------|-----------------|------------|-----------------|------------|
|                                        | 米ドル            | 千円         | 米ドル             | 千円         | 米ドル             | 千円         |
| 外貨建マネー・マーケット・<br>ファンド -<br>米ドル・ポートフォリオ |                |            |                 |            |                 |            |
| 期末現在発行済受益証券口数                          | 56,723,614,444 | 口          | 54,031,028,993  | 口          | 58,292,959,285  | 口          |
| 期末現在純資産総額                              | 567,236,144    | 61,658,569 | 540,310,290     | 58,731,729 | 582,929,593     | 63,364,447 |
| 期末現在受益証券1口当たり<br>純資産価格                 | 0.01           | 1 円        | 0.01            | 1 円        | 0.01            | 1 円        |

## 外貨建マネー・マーケット・ファンド

## ルクセンブルグ籍契約型投資信託

## 財務書類に対する注記

2018年4月30日現在

## 注１．概況

外貨建マネー・マーケット・ファンド（以下「ファンド」という。）は、ルクセンブルグの2010年12月17日法（以下「UCITS法」という。）（改正済）のパート およびオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日の法律（以下、本注記において「AIFM法」という。）の規定により規制されるオープン・エンドの契約型アンブレラ・ファンド（以下「契約型投資信託」という。）である。ファンドは、CESR - 10 - 049に定義される短期マネー・マーケット・ファンドとして運用される。

ファンドは、ルクセンブルグ法に基づき設立され、ミュンスバッハ L - 5365、ガブリエル・リップマン通り 1 Bに登記上の事務所を有し、AIFM法第2章に基づきファンドのオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」という。）として行為する権限を付与された管理会社であるジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「JFML」という。）によって管理・運用される。JFMLは、ルクセンブルグの商業・会社登記簿においてB 46 632番として登録されている。2014年7月以降、管理会社の資本金は2,500,000ユーロであった。

ファンドは、1997年10月8日に効力を発生し、1997年11月10日にメモリアル C ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシエーション紙（以下「メモリアル」という。）に公告されたファンドの約款（以下「約款」という。）に従って管理・運用される。約款の変更に関する通知は、メモリアルにおいて、2014年9月18日に公告された。2017年3月31日に効力を発生した直近の総合約款は、ルクセンブルグの商業登記簿に届出が行われており、閲覧および複製を入手することができる。

管理会社の目的は、オルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」という。）としてAIFM法に従いオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）のために行うことおよびUCITSの管理会社として譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）のためにUCITS法に従い行為することである。

ルクセンブルグの2016年5月27日法に従って、ファンドは、ルクセンブルグの商業・会社登記簿においてK 164番として登録されている。

2018年4月30日現在、外貨建マネー・マーケット・ファンドは、存続期限の定めなく設立されており、1つのサブ・ファンドを有している。

- 外貨建マネー・マーケット・ファンド - 米ドル・ポートフォリオ、1997年10月9日付で運用開始

## 注２．重要な会計方針

## 2.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの規則に従って作成されている。

## 2.2 有価証券への投資

サブ・ファンドの組入証券は、これら有価証券の均等償却法に基づいて評価される。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、以後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としている。この方法は、評価面での確実性を提供するものの、均等償却法によって決定される評価額がファンドが証券を売却した場合に受領する売却代金より高額であったり低額であったりする場合が生ずる結果となる。ファンドの組

入証券は、市場相場に基づき計算される純資産価格と均等償却法により計算される純資産価格との間の乖離を判定するため、管理会社によりまたは管理会社の指図の下に監視される。重大な希薄化またはその他の不公正な結果を投資者にもたらす可能性のある乖離が存在すると判定された場合、管理会社は、ファンドの英文目論見書に記載される調整的措置を行う。

## 2.3 外貨換算

サブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての資産および負債は、期末現在の実勢為替レートでサブ・ファンドの通貨に換算されている。サブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての収益および費用は、取引日における実勢為替レートでサブ・ファンドの通貨に換算されている。

サブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての投資有価証券の取得原価は、購入日における実勢為替レートで換算されている。

## 2.4 共通費の割当

サブ・ファンドについて共通して発生した費用は、サブ・ファンドの間で純資産に応じて比例配分される。

## 注3．為替レート

2018年4月30日現在、以下の換算レートが使用されている。

1 日本円 = 0.00916米ドル

## 注4．管理報酬およびA I F M報酬

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、四半期毎に当該四半期中の日々の平均純資産総額の最大年率0.06%で支払われる管理報酬（四半期毎に最低5,500米ドル）を受領する権利を有する。

上記に記載の報酬は、目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により随時変更されることがある。2018年4月30日に終了した会計期間に適用された平均料率は、0.0293%である。

## 注５．投資運用報酬

投資運用会社は、当該四半期中のサブ・ファンドの日々の純資産総額の平均額に基づき四半期毎に計算された、サブ・ファンドの資産から四半期毎に米ドルで後払いされる投資運用報酬を受領する権利を有する。

|                   |         |
|-------------------|---------|
| - 2億米ドル以下         | 年率0.18% |
| - 2億米ドル超 5億米ドル以下  | 年率0.15% |
| - 5億米ドル超 20億米ドル以下 | 年率0.10% |
| - 20億米ドル超         | 年率0.09% |

上記に記載の諸報酬は、目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により随時変更されることがある。2018年4月30日に終了した会計期間に適用された平均料率は、0.0756%である。

## 注６．保管報酬

保管受託銀行は、四半期毎に支払われるサブ・ファンドの日々の純資産総額の平均の最大で年率0.032%の保管報酬、ならびに最大で年率0.008%の監督報酬およびモニタリング報酬を受領する権利を有する。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関に対する報酬は、当該サブ・ファンドが負担する。

上記に記載の諸報酬は、目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により随時変更されることがある。2018年4月30日に終了した会計期間に適用された平均料率は、以下のとおりである。

|                   |         |
|-------------------|---------|
| - 保管報酬            | 0.0156% |
| - 監督報酬およびモニタリング報酬 | 0.0045% |

## 注７．販売会社報酬

日本における販売会社は、ファンド資産から、四半期毎に支払われる当該四半期中のサブ・ファンドの日々の平均純資産総額の最大で年率0.30%の報酬を受領する権利を有する。販売会社間の配分は、当該販売会社により、関連する四半期中に販売されたサブ・ファンドの日々の発行済受益証券残高の平均に基づいて決定される。

上記に記載の報酬は、目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により随時変更されることがある。2018年4月30日に終了した会計期間に適用された平均料率は、0.1465%である。

## 注８．発行税

ファンドは課税上、ルクセンブルグの法律の対象となっている。ルクセンブルグにおいて現在施行されている法令により、ファンドは、当該四半期末日現在の純資産額に基づいて四半期毎に計算され、支払われる、年率0.01%の純資産額に対する年次税の対象となっている。

組入有価証券へのファンドの投資から生じる収益は、当該有価証券の発行国において源泉徴収される源泉税の対象となることがあり、かかる源泉税は必ずしも還付可能ではないことがある。

## 注９．分配金

管理会社は、サブ・ファンドの1口当たり純資産額を、その投資方針において特定した金額に維持するために必要な額の分配金を毎日宣言することを意図している。サブ・ファンドの発行済受益証券に関する分配金は、受益証券の支払日から（当日を含む。）当該受益証券の払戻日（当日を除く。）の期間について発生している。

毎月の最終取引日に、宣言・発生済（最終取引日の直前を含む当該日まで）および未払いのすべての分配金は、（ルクセンブルグおよび／または受益者関係諸国の分配金について支払われる源泉税およびその他の税金（もしあれば）を控除後）当該最終取引日の直前の取引日に決定されるサブ・ファンドの１口当たりの純資産価格で自動的に再投資され、これにつきサブ・ファンドの受益証券が発行される。

販売会社またはディーラーが受益者のために名義書換代行会社に指示を与える場合、再投資に代えて、小切手または銀行送金により、現金で上記最終取引日の翌取引日に支払われる。ただし、支払請求がなされた国において適用される外国為替管理法令に従うものとする。

#### 注10．報酬補償

ファンドにより管理会社、投資運用会社、保管受託銀行および日本における代行協会員（以下「関係法人」という。）に支払われる報酬ならびにファンドにより他の取引相手方および／または業務提供者に対し支払われる報酬および費用は、ファンドの投資方針に詳述されるとおり、受益証券１口当たりの純資産価格を可能な限り一定に維持するため、関係法人間での書面による合意により、随時、当該関係法人により減額および／または費用負担されることがある。かかる報酬補償は、2018年４月30日に終了した会計期間においては発生していない。

#### 注11．取引費用

2017年11月１日から2018年４月30日までの期間にファンドに発生した取引費用は、譲渡性のある証券、金融派生商品またはその他の適格資産の購入または買戻しに関連する。取引費用には、手数料、決済報酬、仲介報酬、保管取引報酬が含まれる。2017年11月１日から2018年４月30日までの期間に発生した取引費用は、14.26米ドルである。

すべての取引費用が個別に識別可能なわけではない。

外貨建マネー・マーケット・ファンド  
ルクセンブルグ籍契約型投資信託  
未監査情報

## ・ A I F Mの報酬方針

J F M Lは、関連するステークホルダーにより定期的に更新され、また取締役会により最終的な確認を受けて承認された報酬方針を詳細に定めている。

報酬方針は、U C I T S 法第15章に基づき権限を授与されている管理会社として、かつ A I F M法に基づき権限を授与されている A I F Mとして、報酬に関する義務を充足するため、J F M Lが遵守する必要のある法律上および規制上の要件ならびに関連する措置を定めている。管理会社は、U C I T S 法のパート およびパート に基づく投資信託ならびにルクセンブルグの2007年2月13日付専門投資信託に関する法律（改正済）（以下「S I F 法」という。）に基づき設定された専門投資信託（以下「S I F」という。）を管理している。また、管理会社は、1990年付アイルランド・ユニット・トラスト法に基づき設定されたユニット・トラストの管理会社および A I F Mであり、アイルランド中央銀行の認可を受けている。

当該方針は、報酬およびコーポレート・ガバナンスに関する欧州およびルクセンブルグの法律および規則の規定、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011/61/EU（以下「A I F M D」という。）に基づく、健全な報酬方針に関する2013年7月3日付 E S M A ガイドライン2013/232（以下「E S M A ガイドライン」という。）、指令2009/65/EC（指令2014/91/EUにより改正済。）（以下「U C I T S V 指令」という。）および A I F M Dに基づく、健全な報酬方針に関するガイドラインの2016年3月31日付 E S M A 最終報告書2016/411（以下「最終報告書」という。）、ルクセンブルグの1993年4月5日付法律第4章の2におけるガバナンスの取決めおよび報酬方針の要件（「資本要件指令 / C R D」（金融機関の活動へのアクセスならびに金融機関および投資会社の健全な監督に関する2013年6月26日付指令2013/36/EU）の条項を置き換えた2015年7月23日付法律により改正済。）を統合している。当該方針はまた、U C I T S 指令2016/575および A I F M 2016/579に基づく健全な報酬方針に関する E S M A ガイドラインの条項も斟酌している。

これに伴い、特に、重要なリスクテイクヤーとして認定されたスタッフのため、報酬に関するすべての要件が分析された。これらの要件を充足するため、J F M Lは、以下の要素を考慮に入れることを決定した。

- 小規模な組織（2018年4月30日現在においては9名の従業員）
- 認定されたスタッフの限定的な範囲（2018年4月30日現在においては6名の認定されたスタッフ）
- 運用におけるファンドの性格
- J F M Lの管理するアンブレラの投資戦略における低い複雑性

A I F M D 第22(e)条および A I F M D レベル2 規則の第107条の要件に基づき、J F M Lの管理する全投資信託の資産のうちの A I F の純資産に対する割合で計算された、以下の報酬の定量的開示を参照されたい。

2017年12月31日に終了した A I F Mの会計年度において、J F M Lにより従業員に対して支払われた未監査の報酬総額は、106,526ユーロ（うち12,181ユーロを未払変動報酬が占める。）であった。J F M Lより A I F Mの認定されたスタッフに支払われた未監査の報酬総額は、61,159ユーロであった。かかる定量的未監査報酬の情報は、2017年12月31日現在、J F M Lが管理している全投資信託の資産から、A I Fの資産に対する比例配分ベースで算出されている。

ポートフォリオ運用業務が委託されたAIFMの委託先のスタッフに適用されるAIFMD第22(2)(e)条に基づく報酬関連の開示要件に関し、AIFまたはJFMLのいずれもかかる委託先のスタッフに報酬を直接的に支払っていないことに留意されたい。

したがって、JFMLの仕組みにとって適切な方法で関連規則に対応するため、人事部（以下「人事部」という。）は、JFMLの取締役会とともに、すべての必要な報酬情報を準備した。すべての情報は、機密保持のために人事部に保管される。これらは、各投資家からの要請に応じた協議において利用できるように備置される。各要請は、JFMLの2名のコンダクティング・オフィサーにより予備的に審査される。

JFMLレベルでの比例配分の適用に関して、以下の要件は、適用されない。

( ) 以下を含む認定された現地スタッフのための支払手続の要件

- a. 証券による変動報酬の支払
- b. 保有期間
- c. 繰延要件
- d. 事後のリスク要因の調整

( ) JFMLレベルで報酬委員会を設立する要件

## ・リスク管理

### AIFMが採用するリスク管理システム

JFMLが採用するリスク管理システムの2つの柱は、以下に詳述するとおり、恒久的リスク管理部門およびリスク管理方針である。

#### ・恒久的リスク管理部門の役割

AIFMのリスク管理部門は、ポートフォリオ管理部門を含む運用ユニットから機能的かつ階層的に独立しているものとみなされる。リスク管理部門は、リスク管理業務の拡大を担当するAIFMのコンダクティング・オフィサーに直接報告を行う。リスク管理部門の主要な責務は、以下のとおりである。

(a) 各AIFが晒されるまたは晒されることがある、各AIFの投資戦略に関するすべてのリスクを継続的に確認、評価、管理および監視するため、有効なリスク管理方針および手続を遂行する。

(b) 投資家に開示されたAIFのリスク特性がリスク制限と整合するよう取り計らう。

(c) リスク制限の遵守を監視し、AIFのリスク特性がかかる制限と整合しないと考える場合またはリスク特性がかかる制限と整合しなくなるような重大なリスクが確認される場合、適時にAIFMの管理機関に通知する。

(d) AIFMの管理機関に対し、AIFまたはAIFMの業務の性質、規模および複雑性に対応した頻度で、以下について定期的な更新情報を提供する。

( ) AIFMD第44条に基づくリスク制限および第23(4)(c)条に基づき投資家に開示されているAIFのリスク特性の整合性および遵守状況

( ) 特に実際にまたは予想される不備があった場合、適切な是正措置がとられているかまたはとられる予定であることを示すリスク管理手続の適切性および有効性

(e) 上級経営陣に対し、運用する各AIFが晒されている現在のリスク水準の概要ならびに実際のおよび予想されるリスク制限の違反に関する定期的な更新情報を提供し、これにより迅速かつ適切な措置がとられるよう取り計らう。

#### ・リスク管理方針

管理会社は、管理会社が運用するAIFが晒されるまたは晒されることがあるすべてのリスクを見極める、適切かつ文書化されたリスク管理方針を確立し、実施し、また、維持している。リスク管理方針は、運用する各AIFに重大な影響を及ぼすまたは及ぼす可能性のある市場リスク、信用リスク、取引相手方

リスク、流動性リスクおよび業務リスクのために必要な手続で構成されている。リスク管理方針は、特に、（ ）一般のおよび例外的な流動性の条件下でA I Fの流動性リスクを評価および監視するための方法、手段および取決め（定期的実施される流動性ストレステストの使用を含む。）、（ ）管理会社におけるリスク管理に関する責任配分、（ ）各A I Fについて設定されたリスク特性およびリスク制限、（ ）常設のリスク管理部門による報告の条件、内容、頻度および宛先、ならびに（ ）その独立性を確保し、その職務によって生じる可能性のある利益相反を管理するための保護措置について詳述したものである。

リスク管理方針は定期的に更新され、J F M Lの取締役会により承認され、C S S Fに少なくとも年に1度通知される。これを前提とし、現行のプロセスおよび手続に随時行われた変更は、A I Fまたはその投資家に影響を及ぼさなかった。

#### 流動性管理のための新たな取決めの対象となる資産

2017年11月1日から2018年4月30日までの報告期間（以下「報告期間」という。）において、その非流動的な性質により特別な取決めの対象となっているA I Fの資産の比率は0%であった。

報告期間中、A I Fの流動性の管理に関する新たな取決めはなかった。

#### A I Fのリスク特性

報告期間の末日現在に適用のあるA I Fのリスク特性は、以下の表に要約されるとおりである。

| ファンド名                           | 主要な投資戦略     | 市場リスク | 信用リスク | 取引相手方リスク | 流動性リスク | オペレーショナル・リスク | 評価リスク |
|---------------------------------|-------------|-------|-------|----------|--------|--------------|-------|
| 外貨建マネー・マーケット・ファンド - 米ドル・ポートフォリオ | マネー・マーケット商品 | 極低    | 中     | 低        | 中      | 低            | 低     |

#### 感応度の評価

最も関連のあるリスクに対する各A I Fのポートフォリオの感応度は、A I F Mのリスク管理部門により定期的に評価される。A I F Mは、A I Fが晒されているまたは晒される可能性があるリスク要因に対する感応度を評価するため広範な評価基準（とりわけD V 01、修正デュレーション、C S 01、株式デルタ、為替デルタおよび商品デルタを含む。）を用いる。

#### レバレッジ

サブ・ファンドは、現金または有価証券の借入れ、デリバティブ・ポジションに組み入れられたレバレッジを通じて、またはその他の手段を通じて、A I Fのエクスポージャーを高めるあらゆる手法としてA I F M Dに基づき定義されている、レバレッジを生み出すことができる。A I F Mは、A I F M規制第8条に規定されたコミットメント手法および同規制第7条に規定されたグロス手法に従い、各サブ・ファンドのエクスポージャーを算定する。したがって、2018年4月26日（報告期間における最終のN A V算定日）付で算定されたレバレッジ水準は、以下のとおりである。

| ファンド名                           | コミットメント・レバレッジ<br>（対N A V割合％） |     | グロス・レバレッジ<br>（対N A V割合％） |     |
|---------------------------------|------------------------------|-----|--------------------------|-----|
|                                 | コミットメント・レバレッジ水準              | 上限  | グロス・レバレッジ水準              | 上限  |
| 外貨建マネー・マーケット・ファンド - 米ドル・ポートフォリオ | 100                          | 125 | 100                      | 120 |

報告期間中、レバレッジの限度に変更はなかった。

#### リスク制限

報告期間中、サブ・ファンドはいかなるリスク制限も超過しなかった。報告期間末日現在、予見可能な将来において、いかなるリスク制限も超過される可能性が高いとはみなされなかった。

#### **S F T Rに関連する開示**

報告期間中、以下の範囲内において、証券金融取引および転換の透明性に関して規則（E U）648 / 2012を修正する2015年11月25日の規則（E U）2015 / 2365（以下「S F T R」という。）の範囲に該当する取引に参与しているサブ・ファンドはない。

- （ ）トータル・リターン・スワップ取引を行っていない。
- （ ）S F T R 第3 (11)条に規定する証券金融取引（レガ取引、証券貸借取引もしくは商品貸借取引、バイ・セルバック取引もしくはセル・バイバック取引またはマージン・レンディング取引を含む。）を行っていない。
- （ ）担保付契約に基づき受領したいかなる金融商品の転換も行っていない。

#### **重要な変更**

2018年4月30日に終了した報告期間において、A I F M D 第23条に記載された情報に重要な変更はなかった。

## （２）投資有価証券明細表等

外貨建マネー・マーケット・ファンド  
 ルクセンブルグ籍契約型投資信託  
 米ドル・ポートフォリオ  
 投資有価証券明細表  
 2018年４月30日現在  
 （単位：米ドル）

| 額面          | 銘柄                                                 | 通貨  | 取得原価<br>(米ドル) | 時価<br>(米ドル) | 時価の対<br>純資産比率<br>(%) |
|-------------|----------------------------------------------------|-----|---------------|-------------|----------------------|
| 金融市場商品      |                                                    |     |               |             |                      |
| コマーシャル・ペーパー |                                                    |     |               |             |                      |
| オーストラリア     |                                                    |     |               |             |                      |
| 30,000,000  | MACQUARIE BANK LTD (USD) CP 25/06/18               | 米ドル | 29,824,779    | 29,890,021  | 5.27                 |
|             | オーストラリア合計                                          |     | 29,824,779    | 29,890,021  | 5.27                 |
| フィンランド      |                                                    |     |               |             |                      |
| 29,000,000  | OP CORPORATE BANK (USD) CP 15/06/18                | 米ドル | 28,840,066    | 28,914,818  | 5.10                 |
| 21,500,000  | OP CORPORATE BANK (USD) CP 27/06/18                | 米ドル | 21,373,823    | 21,416,339  | 3.78                 |
|             | フィンランド合計                                           |     | 50,213,889    | 50,331,157  | 8.88                 |
| ドイツ         |                                                    |     |               |             |                      |
| 46,500,000  | ALLIANZ AG (USD) CP 30/04/18                       | 米ドル | 46,302,507    | 46,492,862  | 8.20                 |
|             | ドイツ合計                                              |     | 46,302,507    | 46,492,862  | 8.20                 |
| 日本          |                                                    |     |               |             |                      |
| 45,000,000  | CHUGOKU BK LTD (USD) CP 06/06/18                   | 米ドル | 44,800,191    | 44,888,995  | 7.91                 |
|             | 日本合計                                               |     | 44,800,191    | 44,888,995  | 7.91                 |
| オランダ        |                                                    |     |               |             |                      |
| 37,000,000  | JT ITL FIN. SERV. (USD) CP 10/07/18                | 米ドル | 36,778,735    | 36,820,070  | 6.49                 |
| 15,500,000  | JT ITL FIN. SERV. (USD) CP 14/05/18                | 米ドル | 15,433,123    | 15,485,789  | 2.73                 |
| 20,000,000  | TOYOTA MOTOR FIN. NETHERLANDS BV (USD) CP 22/05/18 | 米ドル | 19,906,572    | 19,973,458  | 3.51                 |
|             | オランダ合計                                             |     | 72,118,430    | 72,279,317  | 12.73                |
| イギリス        |                                                    |     |               |             |                      |
| 40,000,000  | STANDARD CHARTERED BANK (USD) CP 27/08/18          | 米ドル | 39,679,478    | 39,682,084  | 7.00                 |
|             | イギリス合計                                             |     | 39,679,478    | 39,682,084  | 7.00                 |
| 米国          |                                                    |     |               |             |                      |
| 45,000,000  | ZURICH HOLDING CO OF AMER (USD) CP 23/05/18        | 米ドル | 44,793,762    | 44,936,915  | 7.92                 |
|             | 米国合計                                               |     | 44,793,762    | 44,936,915  | 7.92                 |
|             | コマーシャル・ペーパー合計                                      |     | 327,733,036   | 328,501,351 | 57.91                |

| 額面         | 銘柄                                                | 通貨  | 取得原価<br>(米ドル) | 時価<br>(米ドル) | 時価の対<br>純資産比率<br>(%) |
|------------|---------------------------------------------------|-----|---------------|-------------|----------------------|
| 譲渡可能定期預金証書 |                                                   |     |               |             |                      |
| ベルギー       |                                                   |     |               |             |                      |
| 45,000,000 | KBC BANK NV (USD) CD 14/06/18                     | 米ドル | 44,785,552    | 44,868,032  | 7.91                 |
|            | ベルギー合計                                            |     | 44,785,552    | 44,868,032  | 7.91                 |
| イギリス       |                                                   |     |               |             |                      |
| 45,000,000 | MITSUBISHI UFJ TRUST & BANK. CO (USD) CD 27/07/18 | 米ドル | 44,644,457    | 44,734,799  | 7.89                 |
|            | イギリス合計                                            |     | 44,644,457    | 44,734,799  | 7.89                 |
|            | 譲渡可能定期預金証書合計                                      |     | 89,430,009    | 89,602,831  | 15.80                |
|            | 金融市場商品合計                                          |     | 417,163,045   | 418,104,182 | 73.71                |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

## 外貨建マネー・マーケット・ファンド

## ルクセンブルグ籍契約型投資信託

## 米ドル・ポートフォリオ

## 投資有価証券の業種別分類

2018年4月30日現在

（対純資産比率）

|           | 対純資産比率% |
|-----------|---------|
| 銀行        | 37.86   |
| 多角的金融サービス | 16.22   |
| 保険        | 16.12   |
| 自動車       | 3.51    |
|           | <hr/>   |
|           | 73.71   |
|           | <hr/>   |

## 投資有価証券の地域別分類

2018年4月30日現在

（対純資産比率）

|         | 対純資産比率% |
|---------|---------|
| イギリス    | 14.89   |
| オランダ    | 12.73   |
| フィンランド  | 8.88    |
| ドイツ     | 8.20    |
| 米国      | 7.92    |
| ベルギー    | 7.91    |
| 日本      | 7.91    |
| オーストラリア | 5.27    |
|         | <hr/>   |
|         | 73.71   |
|         | <hr/>   |

[次へ](#)

## 4 管理会社の概況

### （１）資本金の額

管理会社の資本金は2,500,000ユーロ（約3億1,683万円）で、2018年5月末日現在全額払込済である。なお、1株25ユーロ（約3,168円）の記名式株式10万株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2018年5月31日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝126.73円）による。

### （２）事業の内容及び営業の状況

管理会社の目的は、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日の法律（以下「2013年法」という。）に従ってオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）のオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」という。）として行為することおよび2013年法別表 1. に記載する活動を遂行することである。また、管理会社は、同別表 2. に記載する活動を遂行することができる。

また、管理会社の目的は、2010年12月17日の投資信託に関する法律（以下「2010年法」という。）第16章および第125 - 2条に従い、管理会社として行為し、投資信託（以下「UCI」という。）の設定、販売促進、事務管理および投資対象の運用、ならびにとりわけ2010年法パート 1 に基づくUCIの設立および2007年2月13日付専門投資信託に関するルクセンブルグ法（以下「2007年法」という。）に基づくAIFであるルクセンブルグ専門投資信託の設立を目的とする。

更に、管理会社は、一般的に、AIFの運用、管理事務、マーケティングおよび販売促進に関連する活動を行うことができる。AIFMは、AIFのために、証券、財産およびより一般的にはAIFの認可投資対象を構成する資産について何らかの契約を締結し、かつ、売買、交換および交付を行うこと、ルクセンブルグの会社または外国会社の株式または債務証券を登録する際にかかる受益者または第三者の名義における登録および移転を進めるかまたは開始すること、および、AIFおよびAIFの受益者のために、全ての権利および特権（とりわけ、AIFの資産を構成する証券に付随する全ての議決権）を行使することができる。これらの権限は、包括的なものではなく、明示的なものと思料される。

管理会社は、自らの目的および自らが運用するAIFの目的の達成に直接的または間接的に関連する活動およびかかる達成のために有益および必要とみなされる活動を行うことができる。ただし、ルクセンブルグの法令、とりわけ2007年法、2010年法および2013年法の規定に定める制限内に限る。

管理会社は、ファンドに関して投資助言・運用をアセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッドに委託しており、また保管受託銀行の義務を確保することならびに会社事務・支払事務・管理事務代行業務、登録・名義書換事務代行業務および評価業務をルクセンブルグみずほ信託銀行に委託している。

管理会社は、2018年5月末日現在、ルクセンブルグ籍アンブレラ型契約型オープン・エンド型投資信託10本およびアイルランド籍アンブレラ型契約型オープン・エンド型投資信託3本の管理・運用をしており、その純資産総額は、1,387,008,439.78米ドル、937,667,927.50ユーロおよび83,768,420,233円の合計である。

### （３）その他

本書提出前6か月間において、管理会社およびトラストに重要な影響を与えまたは与えることが予想される事実はない。

[次へ](#)

## 5 管理会社の経理の概況

- a．管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の監査済財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条5項ただし書の規定適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類はユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱ＵＦＪ銀行の2018年5月31日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝126.73円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

## （１）資産及び負債の状況

## ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

## 貸借対照表

2017年12月31日現在

（単位：ユーロ）

|                     |       | 2017年     |          | 2016年     |          |
|---------------------|-------|-----------|----------|-----------|----------|
|                     | 注記    | ユーロ       | 千円       | ユーロ       | 千円       |
| <u>資産</u>           |       |           |          |           |          |
| <u>流動資産</u>         |       |           |          |           |          |
| 債権                  |       |           |          |           |          |
| a ) 一年以内期限到来        | 3 , 8 | 807,591   | 102,346  | 446,925   | 56,639   |
| 投資資産                | 4     | 9,949     | 1,261    | 1,137     | 144      |
| 現金預金および手許現金         | 5     | 2,191,764 | 277,762  | 2,258,366 | 286,203  |
| 合計（資産）              |       | 3,009,304 | 381,369  | 2,706,428 | 342,986  |
| <u>資本金、準備金および負債</u> |       |           |          |           |          |
| 資本金および準備金           |       |           |          |           |          |
| 発行済資本金              | 6     | 2,500,000 | 316,825  | 2,500,000 | 316,825  |
| 準備金                 | 6     | 16,314    | 2,067    | 16,314    | 2,067    |
| 前期繰越（損）益            | 6     | (97,796)  | (12,394) | (108,627) | (13,766) |
| 当期（損）益              |       | 109,123   | 13,829   | 10,832    | 1,373    |
| 引当金                 | 7     | 27,586    | 3,496    | 19,000    | 2,408    |
| 債務                  |       |           |          |           |          |
| a ) 一年以内期限到来        | 8     | 454,077   | 57,545   | 268,909   | 34,079   |
| 合計（資本金、準備金および負債）    |       | 3,009,304 | 381,369  | 2,706,428 | 342,986  |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

## （２）損益の状況

## ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

## 損益計算書

2017年12月31日終了年度

（単位：ユーロ）

|                                  | 注記 | 2017年     |          | 2016年     |          |
|----------------------------------|----|-----------|----------|-----------|----------|
|                                  |    | ユーロ       | 千円       | ユーロ       | 千円       |
| 純売上                              | 9  | 1,736,117 | 220,018  | 1,458,768 | 184,870  |
| スタッフ費用                           |    |           |          |           |          |
| a) 賃金およびサラリー                     | 10 | (783,862) | (99,339) | (751,186) | (95,198) |
| b) 社会保障費                         |    | (169,137) | (21,435) | (159,906) | (20,265) |
| ・ 年金関連                           |    | (104,865) | (13,290) | (99,142)  | (12,564) |
| ・ その他の社会保障費                      |    | (64,272)  | (8,145)  | (60,764)  | (7,701)  |
| その他の営業費用                         | 8  | (551,772) | (69,926) | (541,761) | (68,657) |
| 参加持分からの収益                        |    |           |          |           |          |
| a) 関連会社による収益                     |    | 91        | 12       | 5         | 1        |
| その他の未収利息およびその他の類似収益              |    |           |          |           |          |
| a) 関連会社による収益                     |    | (110,146) | (13,959) | 17,010    | 2,156    |
| 流動資産として保有する金融資産および投資資産に関する評価額の調整 | 4  | (78)      | (10)     | (63)      | (8)      |
| 上記科目に含まれないその他の税金                 | 7  | (12,090)  | (1,532)  | (12,035)  | (1,525)  |
| 当期（損）益                           |    | 109,123   | 13,829   | 10,832    | 1,373    |

## ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

## 年次財務書類に対する注記

2017年12月31日現在

## 注１．概況

管理会社（以下「当社」という。）は、当初「IBJ」ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイと称され、1994年1月28日、ルクセンブルグの法律に準拠した「株式会社」（Société Anonyme）として、ルクセンブルグにおいて設立された。この名称は、2001年5月21日付で、ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイに変更された。

当社は、2014年7月1日付でオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」という。）として、また2016年4月7日付でUCITS管理会社として認可されている。

当社の目的は、2013年法に従ってオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）のAIFMとして行為することおよび2013年法別表 1．に記載する活動を遂行することである。また、当社は、同別表 2．に記載する活動を遂行することができる。また、当社の目的は、2010年12月17日の投資信託に関するルクセンブルグ法（以下「2010年法」という。）第15章に従い、管理会社として行為し、ルクセンブルグの国内外の投資信託（以下「UCI」という。）の設定、販売促進、事務管理、運用およびマーケティング、ならびにとりわけ2010年法パート 1に基づくUCIの設定および2007年2月13日付専門投資信託に関するルクセンブルグ法（以下「2007年法」という。）に基づくAIFであるルクセンブルグ専門投資信託（以下「SIF」という。）の設立であるが、これらに限定されない。

更に、当社は、一般的に、AIF、UCIおよびUCITS（以下、総称して「AIF等」という。）の運用、事務管理、マーケティングおよび販売促進に関連する活動を行うことができる。また、AIF等のために、証券、財産およびより一般的にはAIF等の認可投資対象を構成する資産について何らかの契約を締結し、かつ、売買、交換および交付を行うこと、ルクセンブルグの会社または外国会社の株式または債務証券を名簿登録する際にかかる受益者または第三者の名義における登録および移転を進めるかまたは開始すること、および、AIF等およびAIF等の受益者のために、すべての権利および特権（とりわけ、AIF等の資産を構成する証券に付随するすべての議決権）を行使することができる。これらの権限は、包括的なものではなく、明示的なものと思料される。

管理会社は、自らの目的および自らが運用するAIF等の目的の達成に直接的または間接的に関連する活動およびかかる達成のために有益および／または必要とみなされる活動を行うことができる。ただし、ルクセンブルグの法令、とりわけ2007年法、2010年法第15章および2013年法の規定に定める制限内に限る。

当社は、普通株式の100%を保有する、ルクセンブルグみずほ信託銀行（ミズホ・トラスト・アンド・バンキング（ルクセンブルグ）エス・エイ）により管理されている。ルクセンブルグみずほ信託銀行の登記上の事務所は、ミュンスバッハ L - 5365、ガブリエル・リップマン通り 1 B に所在している。同所在地で年次財務書類が入手可能である。

当社の最終的な親会社は、株式会社みずほフィナンシャルグループである。

みずほ信託銀行株式会社の連結財務書類については、日本 〒100 - 8333 東京都千代田区丸の内二丁目5番1号 丸の内二丁目ビルの株式会社みずほフィナンシャルグループから入手することが出来る。

当社は、2017年12月31日現在、ルクセンブルグ籍投資信託10本およびアイルランド籍契約型投資信託3本（2016年はルクセンブルグ籍投資信託11本およびアイルランド籍契約型投資信託3本）に対し、AIFMとして行為している。

当社は、2017年12月31日現在、ルクセンブルグ籍契約型投資信託1本（2016年はルクセンブルグ籍契約型投資信託1本）に対し、UCITS管理会社として行為している。

## 注２．重要な会計方針の要約

## 2.1 作成の基礎

当社は、ルクセンブルグの法律上および規制上の要件（以下「ルクセンブルグG A A P」という。）に従って、年次財務書類を作成している。

当社は、会計帳簿をユーロで記帳しており、年次財務書類を当該通貨で表示している。

## 2.2 重要な会計方針

当社が採用する主要な会計方針は、以下に要約される。

### 債権

債権は、額面価格で計上される。返済に部分的または全体的な調整があった場合、評価額の調整が行われる。かかる評価額の調整を行うに至った事由が存在しなくなった場合、評価額の調整は中止される。

### 投資資産

当社のポートフォリオに含まれる有価証券は、取得原価または入手可能な最終市場価格のいずれか低い価格で表示されている。

評価額の調整は、市場価格が購入価格よりも低い場合に計上される。かかる評価額の調整は、評価額の調整を行った事由が適用されなくなった場合、取り消される。

### 外貨換算

ユーロ以外の通貨建てのすべての資産は、取得時の為替レートと貸借対照表日の実勢為替レートのうち、いずれか低い方でユーロに換算され、個別に評価されている。

ユーロ以外の通貨建てのすべての負債は、取得時の為替レートと貸借対照表日の実勢為替レートのうち、いずれか高い方でユーロに換算され、個別に評価されている。

未実現為替損失とともに実現為替損益のみが損益計算書に反映されている。

ユーロ以外の通貨建て収益および費用は、支払日の実勢為替レートでユーロに換算されている。

### 管理報酬

管理報酬は、A I F等の目論見書に定められる条件または当社およびA I F等の間の契約上の取決めに従い、計上される。当社は、各収益を発生主義ベースで計上している。

## 注3．債権

2017年度末日現在、貸借対照表中の債権の項目は、主に未収の管理報酬およびA I F M報酬を表している。

## 注４．投資資産

2017年12月31日現在、当社の投資資産はＵＣＩの持分により構成されていた。

| 数量 | 取得原価<br>(ユーロ) | 市場価格<br>(ユーロ) | 所在地     | ファンド名称                               |                                                    |
|----|---------------|---------------|---------|--------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 1  | 100.00        | 100.00        | ルクセンブルグ | グローバル・プロパティ・<br>ポートフォリオ・ファンド         | ユーロピアン・インカム・ファ<br>ンド                               |
| 1  | 100.00        | 100.00        | ルクセンブルグ | グローバル・プロパティ・<br>ポートフォリオ・ファンド         | ユーロピアン・グロース・ファ<br>ンド                               |
| 10 | 1,000.00      | 953.50        | ケイマン    | N L G Iリアル・アセッ<br>ト・ファンド・オブ・ファ<br>ンズ | N L G Iインフラストラク<br>チャー・ファンド・E U R<br>ンズ            |
| 10 | 1,000.00      | 994.10        | ケイマン    | N L G Iリアル・アセッ<br>ト・ファンド・オブ・ファ<br>ンズ | N L G Iユーロピアン・グロー<br>ス・ファンド                        |
| 10 | 839.07        | 750.97        | ケイマン    | N A Mダイバーシファイ<br>ド・ストラテジー・ファン<br>ド   | ニッセイ・マルチマネジャー・<br>マルチ・アセット・インベスト<br>メント・ファンド・シリーズ1 |
| 1  | 1,087.03      | 1,087.03      | アイルランド  | N A Mインベストメント・<br>ファンド               | アジア・エクセレント・エクイ<br>ティ・ファンド                          |
| 1  | 1,185.20      | 1,185.20      | アイルランド  | N A Mインベストメント・<br>ファンド               | アジア・パシフィック・ダイナ<br>ミック・エクイティ・ファンド                   |
| 1  | 1,105.55      | 1,105.55      | アイルランド  | N A Mインベストメント・<br>ファンド               | アジア・パシフィック・エクイ<br>ティ・フォーカス・ファンド                    |
| 1  | 1,114.71      | 1,114.71      | アイルランド  | N A Mインベストメント・<br>ファンド               | ユーロピアン・エクイティ・<br>ファンド                              |
| 1  | 1,280.34      | 1,280.34      | アイルランド  | N A Mインベストメント・<br>ファンド               | グローバル・エクイティ・ファ<br>ンド                               |
| 1  | 1,277.30      | 1,277.30      | アイルランド  | N A Mインベストメント・<br>ファンド               | ノース・アメリカン・エクイ<br>ティ・ファンド                           |
| 合計 | 10,089.20     | 9,948.70      |         |                                      |                                                    |

投資先であるグローバル・プロパティ・ポートフォリオ・ファンドおよびN L G Iリアル・アセット・  
ファンド・オブ・ファンズは、年度末前に入手可能な最新の公式な純資産価額（2017年9月30日付）に基  
づき再評価されている。

## 注５．現金預金および手許現金

2017年12月31日現在、ルクセンブルグみずほ信託銀行が保有するJ F M Lの当座預金は、2,191,764ユー  
ロ（2016年は2,258,366ユーロ）であった。

## 注６．資本金および準備金

当社の株主資本の変動の要約は、下記のとおりである。

（単位：ユーロ）

|                           | 払込済資本     | 法定準備金  | 前期繰越<br>(損)益 | 当期(損)益   |
|---------------------------|-----------|--------|--------------|----------|
| 2016年12月31日現在の残高          | 2,500,000 | 16,314 | (108,627)    | 10,832   |
| 2017年５月２日開催の株主総会の結果を受けた配分 | -         | -      | 10,832       | (10,832) |
| 当期(損)益                    | -         | -      | -            | 109,123  |
| 2017年12月31日現在の残高          | 2,500,000 | 16,314 | (97,795)     | 109,123  |

## 6.1 払込済資本

2016年12月31日および2017年12月31日現在、引受済、発行済かつ全額払込済資本金の額は、額面25ユーロの記名株式100,000株で表章される250万ユーロであり、ルクセンブルグみずほ信託銀行が全額出資している。

## 6.2 準備金

## 法定準備金

ルクセンブルグの会社は、前期繰越損失控除後の年次純利益の５％を最低額とする法定準備金を、当該準備金が発行済株式資本金の額面価格の10％相当に達するまで積み立てなければならない。当社の存続期間中、当該準備金は、現金配当または他の方法により分配されない。法定準備金への積立は、株主総会での承認後に発効する。

## 注７．引当金

当該科目には、当期の納税引当金のみが含まれている。

当社は、ルクセンブルグにおけるすべての商事会社に適用される全税金が課されている。

納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない2013年度から2017年度までについて、当社が見積もった納税額（当社が税務当局に対して支払った前払金控除後）に相当する。

2017年12月31日に終了した年度に計上された税金費用は、12,090ユーロ（2016年度は12,035ユーロ）であった。

## 注８．その他の営業費用

当該科目には以下のものが含まれている。

（単位：ユーロ）

|                  | 2017年   | 2016年     |
|------------------|---------|-----------|
| リスク管理に関する費用      | 145,496 | 301,549   |
| ITサービス           | 18,416  | (124,214) |
| 業務関連費用           | 77,064  | 100,661   |
| 貸出費用             | 97,193  | 88,778    |
| 付加価値税            | 52,340  | 50,684    |
| 専門家および監督報酬       | 70,861  | 54,406    |
| その他の費用           | 70,740  | 47,413    |
| 保険               | 1,202   | 3,993     |
| 旅費               | 4,412   | 3,224     |
| 監査費用およびその他の専門家費用 | 14,048  | 15,267    |
|                  | 551,772 | 541,761   |

2015年12月22日付で、ルクセンブルグみずほ信託銀行（以下「みずほ信託銀行」という。）および当社は、業務レベル契約を締結し、かかる契約において当社はみずほ信託銀行を、人事サービス、総務、法務およびコンプライアンス、内部監査、更にはAIF等の法務サービスに関する業務の提供を受けるために任命した。

これらの業務に対する報酬およびみずほ信託銀行により再請求されたその他の費用として、2017年12月31日現在、JFMLは2017年度の費用として485,553ユーロ（2016年度は472,146ユーロ）の費用ならびに関連債務として409,131ユーロ（2016年度は219,488ユーロ）を計上した。

## 注９．純売上

2017年12月31日および2016年12月31日に終了した年度において、純売上は以下のように分類される。

（単位：ユーロ）

|                         | 2017年     | 2016年     |
|-------------------------|-----------|-----------|
| 管理報酬 / AIFM報酬           | 1,269,118 | 1,120,376 |
| 専門家報酬                   | 688,066   | 530,869   |
| 法務費用および総務費用             | 10,000    | -         |
| 投資顧問報酬、代行協会員報酬および販売会社報酬 | (231,067) | (192,477) |
|                         | 1,736,117 | 1,458,768 |

目論見書またはAIF等との間の契約上の取決めに定めるとおり、当社は、管理報酬および／またはAIFM報酬を受領する権利を有する。

3つの投資ファンドとの契約に基づき、当社は、年間固定額の管理報酬および／またはAIFM報酬を受領する権利を有する。その他の全投資ファンドにつき、当該期間中、特定の年率において各投資ファン

ドまたはシリーズ・トラストの平均純資産価額を基準に毎月、四半期毎または半期毎に計算される管理報酬および／またはA I F M報酬を受領する権利を有する。

2015年12月22日付で、当社およびみずほ信託銀行は、業務レベル契約を締結し、かかる契約においてみずほ信託銀行が当社を、ルクセンブルグおよびケイマン諸島に所在するファンドの一定の中央管理業務の提供を受けるために任命した。

2017年12月31日現在、当社は、2017年度において、かかる業務に対する報酬（みずほ信託銀行に請求されたその他の金額を含む。）として、総額688,066ユーロ（2016年度は530,869ユーロ）の専門家報酬を計上している。

#### 注10．人件費

当期中、当社の雇用者数の平均は、以下のとおりである。

|     | 2017年 | 2016年 |
|-----|-------|-------|
| 経営陣 | 2     | 2     |
| 従業員 | 7     | 5     |
|     | 9     | 7     |

2017年12月31日現在、当社は2名のコンダクティング・オフィサーおよび7名の従業員を有している。

2016年12月31日現在、当社は2名のコンダクティング・オフィサーおよび5名の従業員を有していた。

2017年12月31日現在および2016年12月31日現在、当社は、取締役会の構成員または経営陣のいずれの者にも、融資を提供していない。

2017年12月31日現在および2016年12月31日現在、当社は取締役会の構成員もしくは経営陣を代理して、またはその利益のために、その他の前払金の拠出、コミットメントおよび保証の締結を行っていない。

#### 注11．後発事象

2017年12月31日以降、2017年12月31日現在の年次財務書類に調整または追加の開示が必要となる事象は発生しなかった。

[次へ](#)

Japan Fund Management  
(Luxembourg) S.A.  
Balance sheet  
As of 31 December 2017  
(expressed in EUR)

| <u>ASSETS</u>                               | Note(s) | 2017      | 2016      |
|---------------------------------------------|---------|-----------|-----------|
| <u>Current assets</u>                       |         |           |           |
| Debtors                                     |         |           |           |
| a) becoming due and payable within one year | 3, 8    | 807,591   | 446,925   |
| Investments                                 | 4       | 9,949     | 1,137     |
| Cash at bank and in hand                    | 5       | 2,191,764 | 2,258,366 |
| TOTAL (ASSETS)                              |         | 3,009,304 | 2,706,428 |
| <u>CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES</u>    |         |           |           |
| Capital and reserves                        |         |           |           |
| Subscribed capital                          | 6       | 2,500,000 | 2,500,000 |
| Reserves                                    | 6       | 16,314    | 16,314    |
| Profit or (loss) brought forward            | 6       | (97,796)  | (108,627) |
| Profit or (loss) for the financial year     |         | 109,123   | 10,832    |
| Provisions                                  | 7       | 27,586    | 19,000    |
| Creditors                                   |         |           |           |
| a) becoming due and payable within one year | 8       | 454,077   | 268,909   |
| TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)   |         | 3,009,304 | 2,706,428 |

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

Japan Fund Management  
(Luxembourg) S.A.  
Profit and loss account  
For the year ended 31 December 2017  
(expressed in EUR)

|                                                                                            | Note(s) | 2017           | 2016          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|---------|----------------|---------------|
| Net turnover                                                                               | 9       | 1,736,117      | 1,458,768     |
| Staff costs                                                                                |         |                |               |
| a) Wages and salaries                                                                      | 10      | (783,862)      | (751,186)     |
| b) Social security costs                                                                   |         | (169,137)      | (159,906)     |
| i. Relating to pensions                                                                    |         | (104,865)      | (99,142)      |
| ii. Other social security costs                                                            |         | (64,272)       | (60,764)      |
| Other operating expenses                                                                   | 8       | (551,772)      | (541,761)     |
| Income from participating interests                                                        |         |                |               |
| a) Derived from affiliated undertakings                                                    |         | 91             | 5             |
| Other interest receivable and other similar income                                         |         |                |               |
| a) Derived from affiliated undertakings                                                    |         | (110,146)      | 17,010        |
| Value adjustments in respect of financial assets and of investments held as current assets | 4       | (78)           | (63)          |
| Other taxes not included in the previous captions                                          | 7       | (12,090)       | (12,035)      |
| Profit or (loss) for the financial year                                                    |         | <u>109,123</u> | <u>10,832</u> |

Japan Fund Management  
(Luxembourg) S.A.  
Notes to the accounts  
As of 31 December 2017

Note 1 - General

The Management Company (hereafter the “ Company ” ), initially denominated IBJ Fund Management (Luxembourg) S.A., was incorporated on 28 January 1994 in Luxembourg as a “ Société Anonyme ” governed by Luxembourg Law. Its name was changed to Japan Fund Management (Luxembourg) S.A. effective as of 21 May 2001.

The Company has been authorised as the Alternative Investment Fund Manager (the “ AIFM ” ) on 1 July 2014 and UCITS Management Company on 7 April 2016.

The purpose of the Company is to act as AIFM in accordance with the 2013 Law for alternative investment funds ( “ AIFs ” ) and to perform the activities listed in item 1 of the Annex 1 of the 2013 Law. The Company may further carry out any of the activities listed under item 2. of such Annex. The purpose of the Company is further to act as management company in accordance with the chapter 15 of the Luxembourg law of 17 December 2010 relating to undertakings for collective investment (the “ 2010 Law ” ), including without limitation the creation, the promotion, the administration, the management and the marketing of Luxembourg and/or foreign undertakings for collective investment ( “ UCIs ” ) and notably UCIs set-up under Part II of 2010 Law and Luxembourg specialized investment funds ( “ SIFs ” ) set-up under the Luxembourg law of 13 February 2007 on specialized investment funds (the “ 2007 Law ” ) which are AIFs.

The Company may more generally carry out any activities connected with the management, administration, marketing and promotion of the AIFs, UCIs and of UCITS (together the “ Funds ” ). It may on behalf of the Funds enter into any contracts, purchase, sell, exchange and deliver any securities, property and, more generally, assets constitutive of authorised investments of the Funds, proceed to or initiate any registrations and transfers in their name or in third parties' names in the register of shares or debentures of any Luxembourg or foreign companies, and exercise on behalf of the Funds and the holders of units of the Funds, all rights and privileges, especially all voting rights attached to the securities constituting the assets of the Funds. The foregoing powers shall not be considered as exhaustive, but only as declaratory.

Japan Fund Management  
(Luxembourg) S.A.  
Notes to the accounts (continued)  
As of 31 December 2017

Note 1 - General (continued)

The Management Company may carry out any activities, linked directly or indirectly to, and deemed useful and/or necessary for, the accomplishment of its object and that of the Funds it manages, remaining, however, within the limitations set forth by the Luxembourg laws and regulations and, in particular, the provisions of the 2007 Law, Chapter 15 of the 2010 Law and the 2013 Law.

The Company is controlled by Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. which owns 100% of the ordinary shares. The register office of Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. located at 1B, Rue Gabriel Lippmann L-5365 Munsbach. The annual accounts are available at the same address.

The ultimate parent of the Company is Mizuho Financial Group, Inc.

The consolidated accounts of Mizuho Trust & Banking Co, Ltd may be obtained from Mizuho Financial Group, Inc., Marunouchi 2-Chome Building, 2-5-1, Marunouchi, Chiyoda-Ku, Tokyo, 100-8333, Japan.

The Company acts as AIFM for 10 Luxembourg investment funds and 3 Irish mutual investment funds as of 31 December 2017 (2016: 11 Luxembourg investment funds and 3 Irish mutual investment funds).

The Company acts as UCITS Management Company for one Luxembourg mutual investment fund as of 31 December 2017 (2016: 1 Luxembourg mutual investment fund).

Note 2 - Summary of significant accounting policies

2.1. Basis of preparation

The Company prepares its annual accounts in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements ( " Luxembourg GAAP " ).

The Company maintains its accounts in Euro (EUR) and the annual accounts are expressed in this currency.

2.2. Significant accounting policies

The principal accounting policies applied by the Company are summarised below:

Japan Fund Management  
(Luxembourg) S.A.  
Notes to the accounts (continued)  
As of 31 December 2017

Note 2 - Summary of significant accounting policies (continued)

2.2. Significant accounting policies (continued)

Debtors

Debtors are recorded at their nominal value. A value adjustment is made when their reimbursement is partly or completely compromised. Such value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Investments

Securities included in the Company's portfolio are stated at the lower of their acquisition cost or their last available market value.

A value adjustment is recorded where the market value is lower than the cost of purchase. These value adjustments are reversed if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Foreign currency translation

All assets expressed in a currency other than EUR are valued individually at the lower of their value translated into EUR at their historical exchange rates or at the exchange rate prevailing at the balance sheet date.

All liabilities expressed in a currency other than EUR are valued individually at the higher of their value translated into EUR at their historical exchange rates or at the exchange rate prevailing at the balance sheet date.

Only realized exchange gains and losses together with unrealized exchange losses are reflected in the profit and loss account.

Income and expenses in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rates prevailing at payment date.

Japan Fund Management  
(Luxembourg) S.A.  
Notes to the accounts (continued)  
As of 31 December 2017

Note 2 - Summary of significant accounting policies (continued)

2.2. Significant accounting policies (continued)

Management fees

Management fees are recorded pursuant to terms defined in the prospectuses of the Fund or contractual arrangements between the Company and the Funds. The Company records the respective income on an accrual basis.

Note 3 - Debtors

As of 2017 yearend, the balance sheet caption debtors mainly represent management and AIFM fee receivables.

Note 4 - Investments

As of 31 December 2017, the Company's investments are composed of UCI shares.

| Quantity | Acquisition Cost (EUR) | Market value (EUR) | Domiciliation | Fund Name                      |                                                           |
|----------|------------------------|--------------------|---------------|--------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 1        | 100.00                 | 100.00             | Luxembourg    | Global Property Portfolio Fund | European Income Fund                                      |
| 1        | 100.00                 | 100.00             | Luxembourg    | Global Property Portfolio Fund | European Growth Fund                                      |
| 10       | 1,000.00               | 953.50             | Cayman        | NLGI Real Asset Fund of Funds  | NLGI Infrastructure Fund EUR I                            |
| 10       | 1,000.00               | 994.10             | Cayman        | NLGI Real Asset Fund of Funds  | NLGI European Growth Fund II                              |
| 10       | 839.07                 | 750.97             | Cayman        | NAM Diversified Strategy Fund  | Nissay Multi-Manager Multi Asset Investment Fund Series 1 |
| 1        | 1,087.03               | 1,087.03           | Ireland       | NAM Investment Fund            | Asia Excellent Equity Fund                                |
| 1        | 1,185.20               | 1,185.20           | Ireland       | NAM Investment Fund            | Asia Pacific Dynamic Equity Fund                          |
| 1        | 1,105.55               | 1,105.55           | Ireland       | NAM Investment Fund            | Asia Pacific Equity Focus Fund                            |
| 1        | 1,114.71               | 1,114.71           | Ireland       | NAM Investment Fund            | European Equity Fund                                      |
| 1        | 1,280.34               | 1,280.34           | Ireland       | NAM Investment Fund            | Global Equity Fund                                        |
| 1        | 1,277.30               | 1,277.30           | Ireland       | NAM Investment Fund            | North American Equity Fund                                |
| TOTAL    | 10,089.20              | 9,948.70           |               |                                |                                                           |

Japan Fund Management  
(Luxembourg) S.A.  
Notes to the accounts (continued)  
As of 31 December 2017

Note 4 - Investments (continued)

The underlying Global Property Portfolio Fund and NLGI Real Asset Fund of Funds have been revalued based on the last available official Net Asset Value prior to yearend, which is dated 30 September 2017.

Note 5 - Cash in bank and in hand

As at 31 December 2017, JFML current accounts held with Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. amount to EUR 2,191,764 (2016: EUR 2,258,366).

Note 6 - Capital and reserves

The movements of shareholder's equity of the Company may be summarized as follows:

|                                                                                 | Subscribed<br>capital | Legal<br>reserve | Profit or<br>(loss)<br>brought<br>forward | Profit or<br>(loss)<br>for the<br>financial<br>year |
|---------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|------------------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
|                                                                                 | EUR                   | EUR              | EUR                                       | EUR                                                 |
| Balance as of 31 December 2016                                                  | 2,500,000             | 16,314           | (108,627)                                 | 10,832                                              |
| Result allocation following the<br>Shareholders' meeting held on 02 May<br>2017 | ---                   | ---              | 10,832                                    | (10,832)                                            |
| Profit or (Loss) for the financial<br>year                                      | ---                   | ---              | ---                                       | 109,123                                             |
| Balance as of 31 December 2017                                                  | 2,500,000             | 16,314           | (97,795)                                  | 109,123                                             |

6.1. Subscribed capital

As at 31 December 2016 and 2017, the capital subscribed, issued and fully paid in, amounts to EUR 2,500,000 represented by 100,000 shares with a face value of EUR 25 each and fully owned by Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.

Japan Fund Management  
(Luxembourg) S.A.  
Notes to the accounts (continued)  
As of 31 December 2017

Note 6 - Capital and reserves (continued)

6.2. Reserves

Legal reserve

Luxembourg companies are required to appropriate to legal reserve a minimum of 5% of the annual net income, after deducting any losses brought forward, until this reserve equals 10% of the nominal value of the subscribed share capital. This reserve may not be distributed in the form of cash dividends, or otherwise, during the life of the Company. The appropriation to legal reserve is effected after the approval at the general meeting of shareholders.

Note 7 - Provisions

This caption only includes provisions for taxation for the year under review.

The Company is subject to all taxes applicable to all commercial companies in Luxembourg.

The provision for taxation corresponds to the tax liability estimated by the Company for the years 2013 to 2017, for which no final tax assessment has been received from the Luxembourg tax authorities, net of advances paid by the Company to the tax authorities.

The tax expense recorded for the year ended 31 December 2017 amounts to EUR 12,090 (2016: EUR 12,035).

Japan Fund Management  
(Luxembourg) S.A.  
Notes to the accounts (continued)  
As of 31 December 2017

Note 8 - Other operating expenses

This caption includes:

|                                    | 2017<br>EUR    | 2016<br>EUR    |
|------------------------------------|----------------|----------------|
| Risk Management related charges    | 145,496        | 301,549        |
| IT services                        | 18,416         | (124,214)      |
| Services costs                     | 77,064         | 100,661        |
| Rent fees                          | 97,193         | 88,778         |
| VAT                                | 52,340         | 50,684         |
| Professionals and Supervisory fees | 70,861         | 54,406         |
| Other charges                      | 70,740         | 47,413         |
| Insurance                          | 1,202          | 3,993          |
| Travelling costs                   | 4,412          | 3,224          |
| Audit and other professional fees  | 14,048         | 15,267         |
|                                    | <u>551,772</u> | <u>541,761</u> |

On 22 December 2015, Mizuho Trust and Banking (Luxembourg) S.A. (the “Bank”) and the Company have signed a Service Level agreement whereas the Company appointed the Bank for the provision HR services, general administration, legal and compliance, internal audit and services related to legal services for the Funds.

In consideration for such services and other expenses rebilled by the Bank, JFML has recorded as at 31 December 2017 expenses for the year 2017 of EUR 485,553 (2016: EUR 472,146) and respective payables amounting to EUR 409,131 (2016: EUR 219,488).

Japan Fund Management  
(Luxembourg) S.A.  
Notes to the accounts (continued)  
As of 31 December 2017

Note 9 - Net Turnover

For the years ended 31 December 2017 and 2016, the net turnover can be split as follows:

|                                              | 2017<br>EUR      | 2016<br>EUR      |
|----------------------------------------------|------------------|------------------|
| Management fees/AIFM fees                    | 1,269,118        | 1,120,376        |
| Professional fees                            | 688,066          | 530,869          |
| Legal and Administration fees                | 10,000           | ---              |
| Advisory, Agent Company and Distributor fees | (231,067)        | (192,477)        |
|                                              | <u>1,736,117</u> | <u>1,458,768</u> |

As defined in the prospectuses or contractual arrangements with the Funds, the Company is entitled to receive management fees and/or AIFM fees.

Based on agreements with three investment funds, the Company is entitled to receive a fixed yearly amount of management fees and/or AIFM fees. For all other investment funds, the Company is entitled to receive management and/or AIFM fees based on specified rates per annum, calculated monthly, quarterly or semi-annually based on the average Net Asset Value of each investment fund or Series Trust during the relevant period.

On 22 December 2015, the Company and the Bank have signed a Service Level agreement whereas the Bank appointed the Company for the provision of specified central administration related services for funds domiciled in Luxembourg and Cayman Islands. As at 31 December 2017, the Company has recorded for the year 2017 professional fees amounting to EUR 688,066 (2016: EUR 530,869) in consideration for such services including other amounts billed to the Bank.

Japan Fund Management  
(Luxembourg) S.A.  
Notes to the accounts (continued)  
As of 31 December 2017

Note 10 - Staff costs

The average number of persons employed during the year by the Company was:

|            | 2017 | 2016 |
|------------|------|------|
| Management | 2    | 2    |
| Employees  | 7    | 5    |
|            | 9    | 7    |

As at 31 December 2017, the Company has two conducting officers and seven employees.

As at 31 December 2016, the Company had two conducting officers and five employees.

As of 31 December 2017 and 2016, the Company has not granted any loans to the members of the Board of Directors or Management.

As of 31 December 2017 and 2016, the Company has not entered into any other advances, commitments or guarantees on behalf or to the benefit of the members of the Board of Directors or Management.

Note 11 - Subsequent events

No events have occurred subsequent to 31 December 2017 that would require adjustment to or additional disclosures in the annual accounts as of 31 December 2017.

[次へ](#)

## （２）その他の訂正

（注）\_\_\_\_\_の部分は訂正箇所を示します。

# 第一部 証券情報

## （３）発行（売出）価額の総額

<訂正前>

（前略）

（注１）米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、平成30年１月31日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝108.79円）による。以下同じ。

（中略）

（注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（注４）英ポンド・ポートフォリオは、平成29年２月28日付で償還された。

<訂正後>

（前略）

（注１）米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、平成30年１月31日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行（現株式会社三菱ＵＦＪ銀行）の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝108.79円）による。以下同じ。

（中略）

（注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

# 第二部 ファンド情報

## 第１ ファンドの状況

### ４ 手数料等及び税金

（５）課税上の取扱い

日本

<訂正前>

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（中略）

本書の日付現在では、ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

（後略）

<訂正後>

2018年７月31日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（中略）

2018年７月31日現在では、ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

（後略）

## 5 運用状況

## ( 2 ) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

&lt; 訂正前 &gt;

( 全銘柄 )

( 2018年1月末日現在 )

|   | 銘柄                                 | 種類              | 発行国     | 利率 | 満期日          | ( 米ドル )       |               |               | 投資<br>比率<br>( % ) |
|---|------------------------------------|-----------------|---------|----|--------------|---------------|---------------|---------------|-------------------|
|   |                                    |                 |         |    |              | 額面金額          | 取得金額          | 時価            |                   |
| 1 | ZURICH HOLDING CO.                 | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | アメリカ合衆国 | -  | 2018/ 2 / 23 | 45,000,000.00 | 44,844,538.93 | 44,957,248.21 | 7.96              |
| 2 | MITSUBISHI UFJ TRUST & BANKING CO. | 譲渡可能定期預金証書      | イギリス    | -  | 2018/ 3 / 22 | 45,000,000.00 | 44,805,244.33 | 44,895,105.95 | 7.94              |
| 3 | SBAB BANK AB                       | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | スウェーデン  | -  | 2018/ 4 / 3  | 45,000,000.00 | 44,824,512.04 | 44,867,842.40 | 7.94              |
| 4 | BANQUE FEDERATIVE DU CREDIT MUTUEL | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | フランス    | -  | 2018/ 2 / 16 | 40,000,000.00 | 39,811,798.71 | 39,977,025.27 | 7.07              |
| 5 | CHUGOKU BANK LTD                   | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | 日本      | -  | 2018/ 3 / 16 | 40,000,000.00 | 39,790,865.84 | 39,924,430.51 | 7.06              |
| 6 | MACQUARIE BANK                     | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | オーストラリア | -  | 2018/ 3 / 20 | 40,000,000.00 | 39,836,669.65 | 39,914,705.26 | 7.06              |
| 7 | MITSUBISHI CORPORATION FINANCE PLC | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | イギリス    | -  | 2018/ 4 / 6  | 40,000,000.00 | 39,792,691.13 | 39,890,349.03 | 7.06              |
| 8 | SWEDBANK                           | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | スウェーデン  | -  | 2018/ 2 / 26 | 35,000,000.00 | 34,831,987.67 | 34,965,530.85 | 6.19              |
| 9 | OP CORPORATE BANK PLC              | ユーロ・コマーシャル・ペーパー | フィンランド  | -  | 2018/ 3 / 8  | 29,000,000.00 | 28,858,114.27 | 28,957,915.25 | 5.12              |

&lt;訂正後&gt;

（全銘柄）

（2018年5月末日現在）

|    | 銘柄                                                 | 種類                          | 発行国         | 利率 | 満期日          |               | (米ドル)         |               | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|----------------------------------------------------|-----------------------------|-------------|----|--------------|---------------|---------------|---------------|-----------------|
|    |                                                    |                             |             |    |              | 額面金額          | 取得金額          | 時価            |                 |
| 1  | ALLIANZ SE<br>(USD)                                | ユーロ・<br>コマー<br>シャル・<br>ペーパー | ドイツ         | -  | 2018/ 7 / 31 | 46,500,000.00 | 46,246,415.49 | 46,318,868.21 | 8.05            |
| 2  | CHUGOKU BANK<br>LTD (USD)                          | ユーロ・<br>コマー<br>シャル・<br>ペーパー | 日本          | -  | 2018/ 6 / 6  | 45,000,000.00 | 44,800,191.15 | 44,986,124.39 | 7.82            |
| 3  | KBC BANK NV                                        | 譲渡可能<br>定期預金<br>証書          | ベルギー        | -  | 2018/ 6 / 14 | 45,000,000.00 | 44,785,551.85 | 44,964,258.64 | 7.82            |
| 4  | MITSUBISHI UFJ<br>TRUST&BANKING<br>CO              | 譲渡可能<br>定期預金<br>証書          | イギリス        | -  | 2018/ 7 / 27 | 45,000,000.00 | 44,644,456.51 | 44,836,799.71 | 7.80            |
| 5  | ZURICH HOLDING<br>CO. OF AMERICA<br>INC (USD)      | ユーロ・<br>コマー<br>シャル・<br>ペーパー | 米国          | -  | 2018/ 8 / 23 | 45,000,000.00 | 44,741,617.16 | 44,761,713.60 | 7.78            |
| 6  | BANQUE<br>FEDERALE DU<br>CREDIT MUTUEL<br>SA (USD) | ユーロ・<br>コマー<br>シャル・<br>ペーパー | フランス        | -  | 2018/ 8 / 23 | 45,000,000.00 | 44,733,067.84 | 44,759,180.77 | 7.78            |
| 7  | STANDARD<br>CHARTERED<br>BANK (USD)                | ユーロ・<br>コマー<br>シャル・<br>ペーパー | イギリス        | -  | 2018/ 8 / 27 | 40,000,000.00 | 39,679,477.84 | 39,773,289.20 | 6.92            |
| 8  | JT ITL FIN.<br>SERV. (USD)                         | ユーロ・<br>コマー<br>シャル・<br>ペーパー | オランダ        | -  | 2018/ 7 / 10 | 37,000,000.00 | 36,778,735.04 | 36,905,172.16 | 6.42            |
| 9  | MACQUARIE BANK<br>LTD (USD)                        | ユーロ・<br>コマー<br>シャル・<br>ペーパー | オースト<br>ラリア | -  | 2018/ 6 / 23 | 30,000,000.00 | 29,824,779.42 | 29,955,262.83 | 5.21            |
| 10 | OP CORPORATE<br>BANK (USD)                         | ユーロ・<br>コマー<br>シャル・<br>ペーパー | フィン<br>ランド  | -  | 2018/ 6 / 15 | 29,000,000.00 | 28,840,065.81 | 28,975,662.19 | 5.04            |
| 11 | OP CORPORATE<br>BANK (USD)                         | ユーロ・<br>コマー<br>シャル・<br>ペーパー | フィン<br>ランド  | -  | 2018/ 6 / 27 | 21,500,000.00 | 21,373,823.20 | 21,464,341.34 | 3.73            |

## 第3 ファンドの経理状況

< 訂正前 >

（前略）

c. ファンドの原文の財務書類は、それぞれ下記の通貨で表示されている。

（中略）

日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、下記に掲げた各通貨の株式会社三菱東京UFJ銀行の平成30年1月31日現在における対顧客電信売買相場の仲値を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

c. ファンドの原文の財務書類は、それぞれ下記の通貨で表示されている。

（中略）

日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、下記に掲げた各通貨の株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）の平成30年1月31日現在における対顧客電信売買相場の仲値を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（後略）

## 第三部 特別情報

### 第1 管理会社の概況

#### 5 その他

（3）訴訟事件その他の重要事項

< 訂正前 >

英ポンド・ポートフォリオは、平成29年2月28日付で償還された。

上記の他、管理会社およびトラストに重要な影響を与えまたは与えることが予想される事実はない。

（後略）

< 訂正後 >

上記の他、半期報告書提出前6か月間において、管理会社およびトラストに重要な影響を与えまたは与えることが予想される事実はない。

（後略）

## 第2 その他の関係法人の概況

### 1 名称、資本金の額及び事業の内容

#### (1) アセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッド（「投資運用会社」）

（Asset Management One International Ltd.）

資本金の額

<訂正前>

2018年1月末日現在、900万英ポンド（約13億8,573万円）

（注）英ポンドの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、平成30年1月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド＝153.97円）による。

<訂正後>

2018年1月末日現在、900万英ポンド（約13億8,573万円）

（注）英ポンドの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、平成30年1月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド＝153.97円）による。

## 独立監査人の報告書

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

ガブリエル・リップマン通り、 1 B

ミュンスバッハ L - 5365

取締役各位

## 財務書類の監査に関する報告

## 意見

我々は、ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「当社」という。）の2017年12月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記で構成される財務書類を監査した。

我々は、財務書類の作成および表示に関してのルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、これらの財務書類は、当社の2017年12月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の運用成績を、真実かつ適正に表示しているものと認める。

## 意見の根拠

我々は、監査業務に関する2016年7月23日付の法律（以下「2016年7月23日法」という。）および「金融監督委員会（以下「C S S F」という。）」によりルクセンブルグで採用された国際監査基準（以下「I S A s」という。）に従って監査を行った。かかる法律および基準の下での我々の責任については、我々の報告書中の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。我々はまた、C S S Fによりルクセンブルグで採用されている国際会計士倫理基準審議会の専門的会計士の倫理規程（以下「I E S B A 規程」という。）および我々による財務書類の監査に関連する倫理的要件に従って、当社から独立の立場にあり、これらの倫理要件に従って他の倫理的な義務も果たしている。我々は、入手した監査証拠が我々の意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

## その他の情報

取締役会は、その他の情報について責任を負う。その他の情報は、年次報告書に含まれる情報を構成するが、財務書類およびこれに関する監査人による報告書を含まない。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象とするものではなく、我々はこのことについていかなる形式の保証の結論も表明するものではない。

財務書類に対する我々の監査に関連し、我々はその他の情報を熟読し、その過程において、その他の情報が財務書類もしくは我々が監査で得た知識と重大な齟齬があるまたはその他の点において重大な虚偽記載があると考えられるか否かを考察する責任を負う。我々が遂行した業務に基づき、我々がその他の情報に重大な虚偽記載があるとの結論に達した場合、我々はかかる事実を報告する必要がある。我々は、この点について報告することはない。

## 取締役会および財務書類のガバナンス担当者の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関してのルクセンブルグの法律および規則の要求に準拠した財務書類の作成および公正な表示について、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成を可能にするために必要であると取締役会が判断する内部統制について、責任を負っている。

財務書類の作成において、取締役会は、当社が継続企業として存続する能力を評価し、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の前提の会計基準を使用する責任を負う。ただし、取締役会が当社の解散もしくは事業の中止を意図している、または現実的にその他に選択肢がない場合を除く。

ガバナンス担当者は、当社の財務報告プロセスの監督について責任を負う。

## 財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重大な虚偽記載がないかどうかにつき合理的な確信を得ること、および我々の意見を含む監査人による報告書を発行することにある。合理的な確信は高い程度の確信ではあるが、重大な虚偽記載が存在する場合に、2016年7月23日法およびC S S Fによりルクセンブルグで採用されたI S A sに準拠して実施される監査が常にそれを発見するという保証ではない。虚偽記載は、不正または誤謬により生じることがあり、個々にまたは全体として、かかる財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重大と思料される。

2016年7月23日法およびC S S Fによりルクセンブルグで採用されたI S A sに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、専門的懐疑心を保持する。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを認識および評価し、かかるリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切な監査証拠を得る。不正は共謀、偽造、意図的な遺漏、不正表示または内部統制の無効化を伴うことがあるため、不正に起因する重大な虚偽記載を見逃すリスクは、誤謬に起因する場合より高い。
- ・状況に適した監査手続を策定するために監査に関する内部統制についての知識を獲得する。ただし、当社の内部統制の有効性についての意見を表明することを目的とするものではない。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに取締役会により行われた会計見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会による継続企業の前提の会計基準の使用の適切性、および入手した監査証拠に基づき継続企業として存続する当社の能力に重大な疑いを投げかけることがある事象または状況について重大な不確実性が存在するかどうか結論を下す。重大な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、財務書類における関連する開示につき我々の監査人による報告書において注意を喚起する必要がある、また当該開示が不十分であった場合には、我々の意見を修正する必要がある。我々の結論は、監査人による報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況により、当社が継続企業として存続しなくなることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構造および内容について評価し、また、財務書類が、適正表示を達成する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は、ガバナンスの担当者と、とりわけ、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に認識した内部統制における重大な不備を含む重要な監査所見に関してコミュニケーションをとる。

アーンスト・アンド・ヤング  
ソシエテ・アノニム  
公認の監査法人

〔署名〕  
クリストフィー・ハース

ルクセンブルグ、2018年4月16日

[次へ](#)

## Independent auditor's report

To the Board of Directors

Japan Fund Management (Luxembourg) S.A.

1B, Rue Gabriel Lippmann

L-5365 Munsbach

Report on the audit of the financial statements

### Opinion

We have audited the financial statements of Japan Fund Management (Luxembourg) S.A. (the “Company”), which comprise the balance sheet as at 31 December 2017, and the profit and loss account for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2017, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

### Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the “Law of 23 July 2016”) and with International Standards on Auditing (“ISAs”) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (“CSSF”). Our responsibilities under those Law and standards are further described in the “responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (“IESBA Code”) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

### Other information

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the annual report but does not include the financial statements and our report of the “réviseur d'entreprises agréé” thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

#### Responsibilities of the Board of Directors and those charged with governance for the financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Company's financial reporting process.

#### Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d'entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “réviseur d'entreprises agréé” to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d'entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young  
Société anonyme  
Cabinet de révision agréé

Christoph HAAS

Luxembourg, 16 April 2018

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。